

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和8年4月30日 鳥取地方法務局倉吉支局 登記官 木浪 聡

記

意見又は資料の提出先

鳥取地方法務局倉吉支局

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積
2701-2026-0001	東伯郡北栄町国坂字四ツ筋 3 8 2 - 2	宅地	6 9 ・ 8 8
2701-2026-0002	東伯郡北栄町国坂字屎淵 1 8 7 - 2	宅地	9 ・ 9 1
2701-2026-0003	東伯郡北栄町国坂字東大野 2 3 8 7	畑	8 0
2701-2026-0004	東伯郡北栄町国坂字大野尻 1 5 3 3	山林	7 8 3
2701-2026-0005	東伯郡北栄町国坂字竹井尻 4 1 9	畑	1 0 9
2701-2026-0006	東伯郡北栄町国坂字東鶴泊 2 1 1 2	畑	4 5
2701-2026-0007	東伯郡北栄町国坂字屎淵 2 1 8 - 2	宅地	8 ・ 7 7
2701-2026-0008	東伯郡北栄町国坂字三井ノ宮 7 9 6 - 1	山林	3 2
2701-2026-0009	東伯郡北栄町国坂字下馬場 5 5 7	山林	1 1 7